



市民協働型 まちづくり事業補助金

追加募集

御殿場市では、市民と行政が協力してまちづくりに取り組む事業を補助金で応援しています。
あなたの「こんなことを大切にしたい」という「まちづくり」への思いを実現してみませんか？

応募
締切

令和 5 年 5 月 18 日(木)

募集
内容

市民活動団体と市の担当課が協力・連携して実施する事業で、地域課題の解決など、御殿場がより住み良いまちになることを目指すもの。

はじめの一步事業 上限 5 万円

これから活動を始める団体向け。市の担当課と一緒に協働事業をやってみよう！

[1 団体 1 回限り]

市民提案事業 上限 30 万円

市との協働により、団体の専門性・特性を発揮してより大きな事業に挑戦しよう！

[同一事業を継続する場合 3 年間まで]

[補助対象経費の 90%が上限]

[POINT] 市民活動/市民活動団体って何？

市民が主体的かつ継続的に取り組む営利を目的としない活動のことを「市民活動」といいます。また「市民活動」に継続的に取り組むグループ(組織、繋がり)を「市民活動団体」といいます。(主に任意団体や NPO 法人など、目的・目標の繋がりによってつくり活動している団体を指します。)

〔活用事例〕

2021



御殿場・小山フードバンク協議会 御殿場支部 × 社会福祉課

コロナ禍で増加する困窮世帯を
フードバンク事業により支援

2021-2022 (継続)



御殿場ボランティアガイド協会 × 観光交流課

御殿場の魅力を伝える
観光ボランティアガイドを育成

問
い
合
わせ

御殿場市 市民協働課 (市役所本庁舎 1 階 富士山側)
住所 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地
電話 0550-82-4308
Mail kyodo@city.gotemba.lg.jp



◀ 市ホームページ
募集案内や、申請書
様式はこちらを確認



どんな事業でもいいの？

「皆のための(公益性のある)」
事業であれば、分野は問いま
せん。これまでに **78 の事業**
を支援していますが、環境、防
災、子育て、福祉、歴史・文化、
観光など、多岐に渡ります。
これまでの事例は、市ホーム
ページをご覧ください。



補助金は何に使えるの？

消耗品費や印刷製本費、保険
料、会場使用料など、**事業の実
施に必要な経費に**使えます。

〔補助対象外の主な経費〕

- ・団体のメンバーの件数費
- ・団体の事務所等の家賃、光熱水費な
ど、経常的な活動に要する経費
- ・備品購入費 ほか

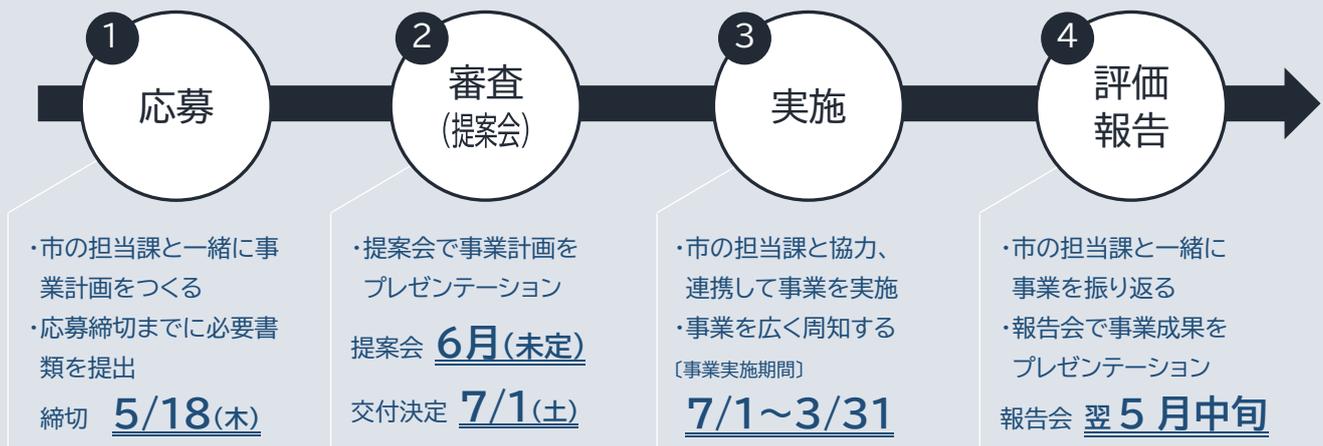


チャレンジしたい場合は何から始めればいいのか？

まずは**市民協働課に御相談ください！**あなたの「まちづくり」への思いをお聞きします。
その上で、市の担当課と協働事業の実施について話し合い、事業計画をつくり、応募してい
ただきます。補助金の流れは以下のとおりです。



〔市民協働型まちづくり事業補助金の流れ〕



〔問い合わせ先〕

御殿場市 市民協働課 (市役所本庁舎1階 富士山側)
住所 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地
電話 0550-82-4308 Mail kyodo@city.gotemba.lg.jp



◀ 市ホームページ
募集案内や、申請書
様式はこちらを確認